

練習場およびウェイトトレーニング施設規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、2026-27シーズン以降B. PREMIERリーグに所属するBクラブが使用するトップチームの練習場およびウェイトトレーニング施設に関する事項について定める。

第2条〔練習場およびウェイトトレーニング施設の報告〕

2026-27シーズン以降にB. PREMIERリーグに所属するBクラブは、トップチームが利用する練習場およびウェイトトレーニング施設についてBリーグ事務局に施設名、住所等の施設概要ならびに第3条および第4条を遵守できていることを当該シーズン開幕の3か月前までに報告しなければならない。また、アウェー等の遠征期間を除き、練習場は原則1箇所とし、練習場の改修等、Bリーグの理事会がやむを得ないと認めた場合に限り、複数箇所の練習場が認められるものとする。練習場およびウェイトトレーニング施設が複数ある場合にはすべて報告しなければならない。

なお、1度報告が完了しているBクラブについては、練習場およびウェイトトレーニング施設の変更、追加がない場合には報告は不要とする。

第3条〔利用〕

2026-27シーズン以降にB. PREMIERリーグに所属するBクラブは、Bクラブがトップチームのレベルを維持するために必要なチームおよび個人練習のために指定した時間において練習場およびウェイトトレーニング施設の専有利用が可能でなければならない。ただし、施設自体の保有、専有、優先利用等の形式は問わないものとする。

第4条〔設備要件〕

(1) 練習場については下記要件を満たさなければならない。

- ① 正規のサイズでバスケットボールコートを1面以上有する。
- ② 一般高さのバスケットリングが前号のコートに1対設置されている。
- ③ 前号のバスケットリングとは別にその他シューティングに利用できるバスケットリングが2対設置されている。
- ④ ゲームクロック、ショットクロックおよび得点が表示可能な得点版機器を有する。
- ⑤ 選手やチームスタッフが全員使用可能なスペースのロッカールームが設置されている。

- ⑥ ヘッドコーチおよびアシスタントコーチを含むコーチスタッフが使用可能なスペースを有する。
- ⑦ 練習場内の必要な温度管理が可能な設備を有する。
- (2) ウェイトトレーニング施設については下記要件を満たさなければならない。
 - ① クラブにて指定・計画するトレーニングを自由裁量で実現可能な機材を有する。
 - ② シャワーおよびアイスバスの設備を有すること。ただしアイスバスの固定、可動の形式は問わない。離隔した練習場に設置されている場合には練習場のシャワーおよびアイスバスで足りるものとする。
 - ③ 選手やチームスタッフが全員使用可能なスペースのロッカールームが設置されている。練習場が併設されている場合には練習場のロッカールームで足りるものとする。
 - ④ ストレングスコーチおよびトレーナー等が使用可能なスペースを有する。練習場が併設されている場合には練習場のスペースで足りるものとする。
 - ⑤ ウェイトトレーニング施設内の必要な温度管理が可能な設備を有する。
 - ⑥ 練習場から離隔している場合には、練習場から移動距離 3 km以内の立地である。

第5条〔罰則〕

Bクラブはが本規程第2条から第4条に違反した場合、Bリーグは、理事会の決定により、Bクラブに対し、Bリーグ規約第122条の制裁を科すことができる。

第6条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制定〕

2022年9月28日

〔改正〕

2024年6月18日

2024年8月22日